平成２８年（フ）第１１号
三重県四日市市日永２丁目５番41号　アメニティハイツサン103
債務者　郡司　幸子
1　決定年月日時　平成28年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第１２号
三重県桑名市大字和泉498番地
債務者　大森　勝巳（旧姓松戸）
1　決定年月日時　平成28年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第１３号
三重県三重郡菰野町大字菰野2083番地
債務者　矢野　葉子
1　決定年月日時　平成28年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第１２号
滋賀県近江八幡市安土町下豊浦3528番地
債務者　平沼久美子
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第１５号
滋賀県近江八幡市魚屋町上46番地
債務者　坪口　　健
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第２２号
滋賀県近江八幡市武佐町456番地１
債務者　井上　　登
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第２４号
京都府木津川市加茂町駅東２丁目２番地１
ユニ加茂壱番館1105号
債務者　渡部　秀雄
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第５３号
京都市南区吉祥院稲葉町４番地
債務者　矢木　惠子
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第８０号
京都市西京区松尾大利町101番地１　サンリーベ・プラザ403号室
債務者　中村　　聖
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第８３号
京都市中京区寺町通二条下る榎木町84番地
ＨＦ河原町二条レジデンス201号室
債務者　木村芙沙子
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１５号
兵庫県尼崎市東難波町１丁目１番４―604号、住民票上の住所兵庫県尼崎市御園１丁目20番１―111号
債務者　村山　広樹
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第２４号
兵庫県西宮市河原町５番36―401号
債務者　矢野　正和
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第２５号
兵庫県尼崎市椎堂１丁目９番35号　リアンジュ園田301号、前住所兵庫県尼崎市潮江５丁目３番40―308号
債務者　上田　順一
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第３６号
兵庫県西宮市松並町３番４―201号
債務者　柴田　**邦**子
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第３７号
兵庫県尼崎市武庫町１丁目45番19号　T’ S コート武庫之荘103
債務者　古澤　利光
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第３１５号
奈良県天理市中町95番地７
債務者　安井　幸惠
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第３４５号
奈良県桜井市大字西之宮253番地の１　103号
債務者　大前　裕樹（旧姓藤本）
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
奈良地方裁判所